

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国民健康保険団体連合会の積立資産に係る見直し	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が行う審査支払業務等について、法人税において実費弁償の確認を受ける際の運用ルールの見直し。 ・ 特例措置の内容 国保連合会が市町村等から委託を受けて行う審査支払業務等については、法人税法上の請負業に該当する。この業務が実費弁償であることの確認を受けるに当たり、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」（以下「ICT等積立資産」という。）を一定の範囲で積み立てる場合における当該積立に係る費用については、事務処理のために必要な費用とすることが運用上認められているところ、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための原資を計画的に確保できるよう、当該運用ルールの見直しを行う。 	
関係条文	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第2条第1項第13号 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第5条第1項第10号イ 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第4条の2第1～3号 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第23条第1項第3号イ、第72条の12第3号、第292条第1項第3号イ	
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - () (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国保連合会においては、「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月31日）等に基づき、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要がある。</p> <p>このための原資は、国庫補助金や都道府県補助金のほか、国保連合会が保有するICT等積立資産を活用しており、なお賄えない費用については、手数料として市町村等から徴収することとなる。しかしながら、市町村等が支払う当該手数料の原資となるのは、被保険者が納める保険料であって、その急激な増加は困難であり、必要な原資を柔軟かつ迅速に確保するのが難しい。</p> <p>この点、ICT等積立資産を計画的かつ十分に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑えつつ、必要な費用を確保することができるが、現行の運用ルールでは、実費弁償の範囲でICT等積立資産に積み立てることができる累計額は、各年度の手数料の30%が上限となっている。</p> <p>他方、国保連合会が令和6年度以降求められる、審査業務の更なる高度化・効率化のために要する費用は、現行の運用ルールの範囲内では十分に確保できないことが想定されているため、所要の見直しを行う必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標10-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保すること。
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	47件（全ての国保連合会）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和6年度概算要求額 25億円 ※ 統合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 25億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためのシステム開発・改修費用のうち中心的なものである国保総合システムに係るものを支援するものである。他方、本要望項目における税制措置による積立資産は、その用途を特定のシステムに限らず運用可能であるほか、システム開発・改修費用だけでなく、運用保守費にも活用可能となる。
	要望の措置の妥当性	国保連合会に求められる審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためには、複数のシステムを開発・改修する必要がある、その各々のシステムに係る費用が、複数年度にわたり生じる見込みである。こうした実情に対応するため、補助金に比して柔軟な運用が可能な積立資産を計画的に積み立てることが、費用の確実な確保につながる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—